

■【トピックス】

核合意離脱！



アメリカのトランプ大統領がイランとの多国間核合意から一方的に離脱しました。これにより、原油価格が急騰しています。1バレル当り70ドルを久しぶりに超えました。今後、燃料価格が高騰することが懸念されます。

一方、クリミア併合問題で経済制裁を受け経済が疲弊していたロシア経済は、原油価格の値上がりにより一息つくかもしれません。物事を多面的に視る視点が必要ですね。

■【ビジネス・アイ】

空家譲渡の特別控除！

社長 「親から相続した家のことなんだけど、だれも住んでいないから、売却しようと思うんだよ。そこで税金のことが気になってね」

花野 「そうですか。それなら空家を譲渡した時の3,000万円控除の特例が使えるかもしれませんね。相続した土地・家屋でも、自分が住んでいた居住用資産を売却した時に使える3,000万円控除の特例が使えるケースあるんですよ」

社長 「そうなんだ。ちょっと詳しく教えてよ」

花野 「はい、まず基本は、売却価額から土地・家屋の取得費を引いた売却益に本来なら課税さるのですが、そこから3,000万円控除されるので、課税が低く抑えられます」

社長 「それはいいね。でも適用要件なんか厳しいんだよね」

花野 「相続した居住用家屋で、それまで亡くなった方が住んでいて、昭和56年5月31日以前に建築され、亡くなるまで亡くなった方が住んでいた建築物が対象です」

社長 「それなら、うちの家も対象だね」

花野 「ただし、亡くなった日から3年以内に売却しなければなりません。それに現状のままで売却した場合には適用がありません。耐震リフォームをするか、更地にして敷地を譲渡した場合に適用されます」

社長 「そうなんだ！それなら家を取り壊して更地にしてから売却する方向で検討するよ」

■【今月のキーワード】

空家譲渡の3,000万円控除の特例

被相続人の居住用財産の譲渡の特例とは、被相続人の居住用家屋とその敷地を相続または遺贈により取得した個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に一定の要件に該当する譲渡をした場合に、居住用財産を譲渡した場合に該当するとみなし、3,000万円の特別控除ができるとした特例です。ただし、他の特例（相続税額の取得費加算の特例など）と併用して適用することはできません。また、譲渡先についても、特別の関係がある者への譲渡には適用されません。

■【今月の1冊】

『風俗限定最強の「節税」』

松本崇宏 著

幻冬舎 ¥800

風俗というと性風俗を思い浮かべるかもしれませんが、風営法の対象は、性風俗だけでなくバー・スナックやパチンコも含まれます。

これらの業種は一般的に納税意識が低く税理士も関与していません。そこに果敢に挑んだ税理士が書いた節税の本です。風俗業に関する事柄以外、節税方法に関しては奇抜な方法はありません。オーソドックスな節税の本です。



■【編集後記】

毎年ゴールデンウィークは繁忙期です。そんな時に小学校の同窓会が開かれました。今年同窓会には5年生の時に転校していったO君も参加していました。彼も今ではT新聞の社長です。40年余りの月日は多くの物事を変えていきますね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.135（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2018.6.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>